申　入　書

２０１６年7月２０日

京 都 府 警 察 本 部　御　中
西　京　警　察　署　御　中

〒530-0047　大阪府大阪市北区西天満６丁目７番４号　大阪弁護士ビル４階
申　入　人
弁 護 士　植　田　勝　博

TEL 06-6362-8177、FAX 06-6362-8178

〒[redacted]　京都市[redacted]
被害者　佐　川　久　子
電話　[redacted]

〒[redacted]　京都市[redacted]
被害者　佐　川　眞　人

〒[redacted]　京都市[redacted]
被害者　M　[redacted]
電話　[redacted]

（住所）　不明
加害者　後　藤　某
電話

申 入 の 趣 旨

被害者らは、申入の理由記載のとおり、京都市[redacted]地蔵院敷地内で、避妊去勢をした野良猫に餌をやっていたところ、加害者は、暴言、暴力的行為により被害者らの行為を妨害したものであるところ、被害者らの行為について、警察は、加害者の犯罪ないし犯罪行為は放置し、被害者の野良猫餌やり行為を抑止、制限ないし禁止をする措置を取った。これは、動物愛護管理法（以下「動愛法」という）の趣旨に反し、不当ないし違法にその妨害をしたものと認めざるをえない。

上記により、下記事件について、その経緯についての警察の対応についてご説明の回答を求める。

併せて、今後、このような措置が取られないことの善処を求める。

申 入 の 理 由

1　被害者佐川の事件１

2016年7月15日午前6時30分ころに、京都市[redacted]地蔵院敷地内で被害者佐川の夫（佐川眞人）が野良猫に餌をやっていると、加害者が、警察を呼んだ。被害者佐川の夫からの電話で、被害者佐川もその現場に駆けつけた。

加害者は、「自分が駐車場に止めているベンツともう一台、合わせて２３００万円相当の車を野良猫によって傷つけられた。これは餌を与えている被害者佐川たちの責任だ。餌やりするな。車の弁償をしろ。」と言った。

そして、加害者は、被害者佐川眞人に対して、「ぶっ殺す。これから野良猫を見たらひき殺す。」と大きな声で言った。被害者佐川が、「それは犯罪です」（加害者の発言内容は、「ぶっ殺す」とは殺人ないし動物愛護管理法44条1項の「みだりな殺傷」罪である）と言うと、加害者は「自分は５年も１０年も懲役を受けてきた、野良猫をひき殺しても死刑にはならん、５年くらい平気だ」と言った。また、加害者は「被害者佐川の家と地蔵院に街宣車を送る。」「餌やりを止めないならば街宣車を送り込む。その際には２０人ほど送り込む。」と申し向けた。

さらに、被害者等に対して、「地蔵院も場所を貸しているなら、共犯で同罪だ」「被害者佐川の家の前を、ぐちゃぐちゃにしてやる。」と申し向けた。

① 上記の加害者の言動は、明らかに、刑法222条（脅迫）「生命、身体、自由、名誉、又は財産に対して、害を加える目的をもって人を脅迫する行為」であり、行為は畏怖心を生じさせる意思で、生命等の害を加える告知によって成立している。加害者の行為は脅迫にあたる。

② また、野良猫の餌やりは、後述の通り、基本的に自由な人権であり、被害者佐川の野良猫餌やりは、動愛法の野良猫問題解決のための公益活動であるところ、加害者は、これを上記の言辞でその行為を妨害したものである。これは、刑法223条（強要）「生命、身体、自由、名誉、又は財産に対して、害を加える目的をもって人を脅迫し、又は暴行を用い人をして義務なきことを行わしめ、又は行うべき権利を妨害した」と言うものである。

③ また、加害者の「被害者佐川の家と地蔵院に街宣車を送る。」「餌やりを止めないならば街宣車を送り込む。その際には２０人ほど送り込む。」と申し向けたが、これは、典型的な右翼ないし暴力団などのアウトローの組織がする、音声による暴力的、脅迫的行動であり、名誉・信用毀損などを含む犯罪、ないし不法行為である。京都市条例「拡声機による暴騒音規制に関する条例」に違反する行為である。

加害者の警察への連絡により、警察は２台のパトカーで５人警察官が来た。警察は、当事者からの事情聴取をするについて、被害者佐川夫婦と加害者を別々にしないで一緒に実情を聴取したが、上記の加害者の発言について、警察は、その発言に対して、一切制止をしなかった。

他方、警察官は「野良猫の餌やりは地域が認めないと出来ない。」と被害者佐川に対して言い、警察官全員が「餌やりを止めるように」と言った。被害者佐川は、「街宣車を呼ぶのは違反ではないですか」と問うと、女性警官（山本氏）は、「主張する自由がある」と答えた。

上記の警察の行為は、加害者の犯罪行為を制止せず、猫餌やりは、これを禁止

する法律は存在せず、後述の通り、被害者佐川の行為は後述の通り、公益性のある行為であるのに、警察の対応は、このような正当行為を妨害する違法なものであった。

④　これは、猫餌やりの動愛法の趣旨に沿った公益的正当行為であるのに、威力（犯人の威勢などの状況から被害者の意思を制圧するに足りる勢力を言い、現実に被害者の自由意思がされたことを要しない。）によってその行為を妨害したもので、刑法234条威力業務妨害にあたる。

やむなく、加害者の脅迫の言動と、加害者とともに妨害をする警察のために、被害者佐川夫婦は、一旦家に帰るとき、加害者が「被害者佐川宅について来る」と言って、被害者佐川の家までついて来たが、これについても警察は何らの抑止ないし制止をしなかった。

警察は、ヤクザないし暴力団的行為や言動を野放しにし、社会のための公益活動を抑止、妨害したと言える。

被害者佐川が、加害者に対して「どうして欲しいのか」と尋ねると、加害者は、「車の傷を直し、この駐車場の車のカバーを買い、全員から署名を貰って来い」と言った。野良猫餌やりの行為は、無主物で、餌やりには管理責任がなく、野良猫との共生する社会においては、野生動物に餌やりをすることと、その動物が生存して行動をし、糞尿や鳴き声、その他の動物による結果においては、責任がないことは明らかである。明らかに前記強要罪にあたる言動である。

２　被害者佐川の事件２

2016年7月16日午前5時30分ころに、被害者佐川の夫が餌をやりに行ったところ、加害者に警察を呼ばれた。被害者佐川の夫からの連絡で被害者佐川も現場に行った。

加害者は、威力を示して、怒鳴るように「野良猫に餌をやるな」と言った。

また「車の修理代として５０万円を払え」と言った。

現場に、警察はパトカー２台、バイク２台、警官７～８人で来た。来た警察官

は「警察は野良猫に餌をやりたければ家に持って帰れ」「この活動は良いことをしているかも知れないが、人間に迷惑をかけている。人に迷惑をかけない事が大事だ」と言って、被害者佐川の猫餌やりを停止させた。

因みに、警察の「野良猫を持って帰れ」との発言は、明らかに法律に違反する言動である。

3　被害者Mの事件

(1)　2016年7月16日21時過ぎに、被害者Mが、地蔵院駐車場で猫の餌やりをしていると、刺青を入れた加害者が「餌やりはするなと言うとるやろ」と怒鳴りながら近づいて来た。

被害者Mは、加害者の手から逃れようと自転車に乗ると、被害者Mの前に立ちはだかり、被害者Mの自転車のハンドルをつかみながら警察に通報した。加害者が前に立ちはだかり自転車を離そうとしなかったので、逃れようと、自転車を揺さぶったが、加害者は、凄い力でつかんで離さなかった。そして、警察に餌やり捕まえたからすぐに来てくれと話していた。

西京警察署からパトカーが到着し、警官３人（男性２人、女性１人）は事情を聴いた。刺青の加害者は、被害者Mが自転車を揺すった時に足を引かれたので被害届を出したいと警官に話していた。

加害者の暴力的な、猫餌やり行為をしていた被害者Mに対する行為は、威力業務妨害罪であり、被害者Mの恐怖から自転車で退去する行為を強引にハンドルを掴んで動かせないよう拘束したことは脅迫罪などの犯罪行為である。

被害者Mは被害者佐川に電話を入れ事情を説明すると、被害者佐川より植田弁護士に連絡をした。

警察官は、被害者Mの言う事より、刺青男の説明に理解を示して、被害者Mの自転車を撮ったり登録番号を調べたりした。被害者Mの方が被害者なのに犯罪者扱いがされた。

(2)　同日22時半頃、被害者Mの自転車を乗せられる大型車が到着し、その車に乗

せられて西京警察署へ連れて行かれた。

取り調べ室では被害者Mが凶器を持っていないかズボンの裾までめくられてボデイーチェックを受けたて犯罪者扱いがされた。

責任者の後藤氏（警察官）より、どのような状況だったのか質問を受けた。質問後ようやく帰宅出来るのかと思ったら、もう一度現場に戻り実地検分が必要だと言われた。時刻はすでに23時15分であった。

もう一度大型車に乗せられて地蔵院駐車場まで戻り、再度詳しい状況説明を求められた。24時に終了。これから再び署に戻って書類を作成しなければいけないと実地見分をした交通事故課の係員よりしつこく言われた。

大変疲れていたので後日（平成28年7月19日午後2時）に行く事を女性警官（井上氏）に約束し、何とか帰宅を許可された。

(3)　上記の警察の対応は、被害者Mが「怖いと思って加害者が被害者の自転車のハンドルを掴んで拘束をしたので、被害者が自転車をゆすぶっただけである。故意に何かしようした訳ではない」と言うと、女性警官が「怖いと思ったら何をしても良いわけではない。その時点で110番すれば良い」と言った。

警察は、入れ墨を入れたヤクザの犯罪ないし嫌がらせ行為について、被害者を守らず、被害者を犯罪者と扱った。

市民を守る立場にある警察官が、その役目をはたしていない。野良猫への餌やりは全国でなされ、そのTNRは官民一体でするべきものである。この行為について、動物愛護法の趣旨に沿った公益的行為である。警察の言動は猫餌やりをあたかも犯罪行為とし、加害者の具体的被害もない。また、被害者Mの行為による被害などが全く認められないのに、これを被害者として扱うについて、明らかに動物愛護法に違反する行為である。

①　加害者の行為は、被害者の公益的な野良猫餌やりの行為について、刑法234条の威力業務妨害（「犯人の威勢、人数、及び四囲の状況から被害者の意思を制圧するに足りる勢力を言い、現実に被害者の自由意思がされたことを要しない。」）の行為にあたる。

② 加害者の被害者Mに対するハンドルをつかんで行動を止めるなどの行為は、軽犯罪法違反（第１条２８号)、「他人の進路に立ちふさがって、若しくはその身辺に群がって立ち退こうとせず、又は不安若しくは迷惑を覚えさせるような仕方で他人につきまとったもの」との犯罪行為にあたるものである。

③ また、野良猫の餌やりは、後述の通り、基本的に自由な人権であり、被害者佐川の野良猫餌やりは、動愛法の野良猫問題解決のための公益活動であるところ、加害者は、これを上記の言辞でその行為を妨害したものである。これは、刑法223条（強要)「生命、身体、自由、名誉、又は財産に対して、害を加える目的をもって人を脅迫し、又は暴行を用い人をして義務なきことを行わしめ、又は行うべき権利を妨害した」と言うものである。

(4) 警察の地蔵院への警察の猫餌やり禁止の申し入れ

2016年7月14日夕方に、西京警察の警察官が地蔵院へ来て、「餌やりは、いけないことだ」と言い、「野良猫の餌やりするために、地蔵院さんの敷地を使わせる事を止めるように」と言って来た。この行為は、野良猫への餌やり行為だけではなく、自由に土地使用ができる土地所有者の権利を不法に制限をする行為である。

(5) 西京保健センターの対応

2016年7月15日、西京区保健センターから電話で、「野良猫の頭数を減らす事は悪いことではない」と回答がされた。

(6) 警察の地蔵院への警察の猫餌やり禁止の申し入れ

西京警察の警察官は、地蔵院に、「野良猫の餌やりしている被害者佐川たちに敷地を貸すことを許可したことがいけない」との連絡がされた。

４ 被害者らの被害

(1) 地蔵院は、被害者に対して「敷地内でえさをやることを許可する事は出来なくなった。」と言い、警察の上記の行為により、野良猫餌やりを妨害された。

(2) 京都市条例は、マナーの条例であり犯罪規制ではない。全国から京都市条例

は動物愛護法に反する「野良猫餌やり禁止条例」と言われているが、その条例においても、また、同条例は、具体的な環境被害が発生しない限り、規制されるものではなく、具体的被害が生じたときに指導、勧告、命令として処分がされて、命令に違反したとして始めて行政罰（5万円以下の過料）となる。

(3)　警察は「餌やりをするなら許可を得たところでするように」（京都市条例）と申し向けたが、地蔵院が敷地内の一部で餌やりをするのを許可したら、警察は許可を取り消すように要請した。これは条例に明らかに反する行為である。

5　野良猫と動物愛護管理法

野良猫問題とは、従来、年間20万匹から30万匹の猫が行政によって捕獲されて殺処分する行政がなされてきたところ、ＴＨＥペット法塾（代表植田勝博弁護士）は、動物愛護管理法（「動愛法」という）に違反（同法2条基本原則、同法44条動物犯罪）するみだりな殺傷の行為であり、「殺す行政」から「生かす行政」への法改正を求め、動愛法の平成24年法改正において、これが法律及びその付帯決議によって、行政への動物保護制度は大きく変わりました。

野良猫に関する法律及び付帯決議（添付資料）は、付帯決議8項の「飼い主のいない猫に不妊去勢手術を施して地域住民の同意の下に管理する地域猫対策は、猫に係る苦情件数の低減及び猫の引取り頭数の減少に効果があることに鑑み、官民挙げて一層の推進を図ること。なお、駆除目的に捕獲された飼い主のいない猫の引取りは動物愛護の観点から原則として認められない」ものです。即ち、「地域猫対策を官民一体で行う」こと、及び「駆除目的に捕獲された飼い主のいない猫の引取りは原則として認められない」ものです。

野良猫問題の解決は、行政の野良猫の引取をしないこと、地域にいる野良猫を避妊去勢して（「ＴＮＲ」、捕まえ、避妊去勢をして、元の場所に戻す）、新たな野良猫の発生を止めて、官民一体で野良猫をなくすというものです。「地域猫」とは、「もともと地域にいた猫」であり、行政が、地域猫活動を公益事業として取り組む必要があり、「ねこ問題が多いなら、猫がきらいなら、減らすために協

力してください」と呼びかけて、近隣への啓発、啓蒙をする責任があります（同法3条）。野良猫問題は、地域にいる野良猫であって、野良猫への餌やり者の責任ではなく、野良猫問題は、餌やり者1人の責任に押しつけるものではなく、行政も地域住民もその責任を負うというものです。行政は、野良猫引き取りの中止、殺処分の中止をし、野良猫がいる場所で生かして減らす方法です。地域の野良猫問題は、行政は、これを公益活動と認識して、野良猫保護としての野良猫への餌やりの支援、ＴＮＲの財政的支援を含むＴＮＲを推進することとなりました。近隣への啓発、啓蒙をする責任があります（同法3条）。また、公園などの「餌やり禁止看板」の撤去をし、「猫の遺棄は犯罪です」との看板を設置することが求められています。

6　結論

上記の通り、被害者らの行為は、動愛法に沿って野良猫問題を解決するために避妊去勢をした野良猫に餌をやっていた活動であるところ、加害者は、暴言、暴力的行為により被害者らの行為を妨害したものであり、これについて、警察は、加害者の犯罪ないし犯罪行為は放置し、被害者の野良猫餌やり行為を抑止、制限ないし禁止をする措置を取ったもので、動愛法に反する違法な措置が取られたものである。

御庁には、その経緯についての警察の対応についてご説明の回答を求めます。また、今後、動愛法に基づく措置が取られることを求めます。

添　付　書　類

一　地域猫（野良猫保護）と公益　　１通